

広島県告示第五百七十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定によって、次の水位周知河川について浸水想定区域を指定する。

その浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示した図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課、河川課及び各河川区間担当地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年六月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 浸水想定区域を指定する水位周知河川

河川の名称		河川の区間	担当地域事務所建設局
二級河川野呂川水系野呂川			
右岸	左岸	呉市安浦町大字原畑地先（石ヶ鼻堰堤）から海まで	広島県呉地域事務所建設局
〃	〃		

二 浸水想定区域の指定年月日

平成二十年六月九日